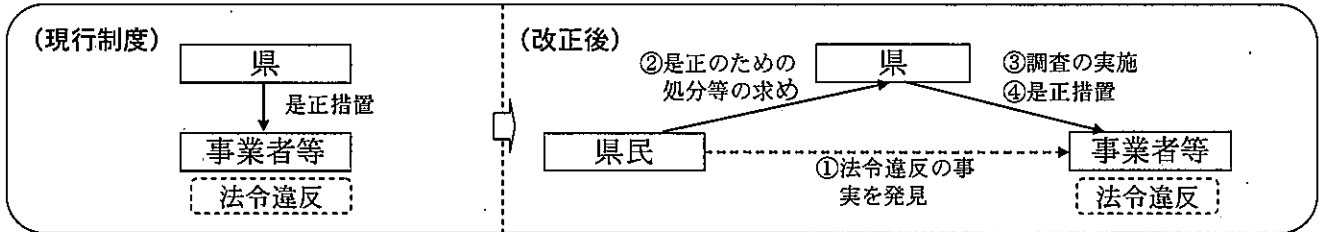


## 福井県行政手続条例の改正概要

### (1) 処分または行政指導の求め（新設）

事業者等の法令違反の事実を知る者からの求め（次の記載事項を記載した申出書を提出）を端緒として、必要と認めるときは当該法令違反の是正のための処分または行政指導を行う仕組み

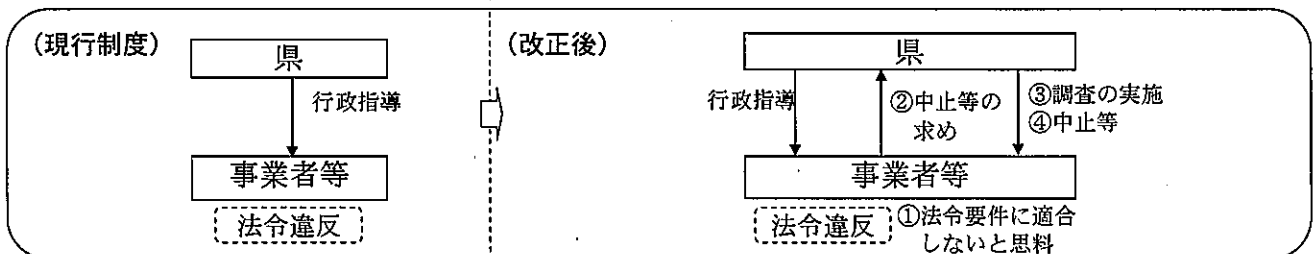


#### 〔申出書の記載事項〕

- ・ 申出者の氏名または名称および住所または居所
- ・ 法令に違反する事実の内容
- ・ 当該処分または行政指導の内容
- ・ 当該処分または行政指導の根拠となる法令の条項
- ・ 当該処分または行政指導がされるべきであると思料する理由
- ・ その他参考となる事項

### (2) 行政指導の中止等の求め（新設）

法令違反を是正するために受けた行政指導が法令要件に適合しないと考える者から求め（次の記載事項を記載した申出書を提出）があった場合に、当該要件に適合しないと認めるときは中止等を行う仕組み



#### 〔申出書の記載事項〕

- ・ 申出者の氏名または名称および住所または居所
- ・ 当該行政指導の内容
- ・ 当該行政指導がその根拠とする法律または条例の条項
- ・ 当該条項に規定する要件
- ・ 当該行政指導がその要件に適合しないと思料する理由
- ・ その他参考となる事項